

山鳥坂ダム・鹿野川ダム環境検討委員会

規 約（改正案）

平成20年7月 7日制定
平成23年3月18日一部改正
平成27年3月 3日一部改正
平成29年3月 2日一部改正
平成30年3月 2日一部改正

（名 称）

第1条

本会は「山鳥坂ダム・鹿野川ダム環境検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条

委員会は、鹿野川ダム改造事業が周辺環境に与える影響及び山鳥坂ダム建設事業環境影響評価に基づく環境保全措置、事後調査等に関する事業者へ助言を行うことにより、自然環境への影響の低減を図ることを目的とする。

（役 割）

第3条

上記目的を達成するため、以下の事項に関する指導・助言を行う。

- ①鹿野川ダム改造事業について環境面から考慮すべき項目及び調査予測・評価等に関する検討
- ②山鳥坂ダム建設事業環境影響評価に基づく環境保全措置、事後調査等について具体的手法、結果の分析・評価等に関する検討

（組 織）

第4条

1. 委員会は、別紙の7名の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を統括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

（委員会）

第5条

委員会は、第2条の目的を遂行するために必要と認めた場合、別紙「山鳥坂ダム・鹿野川ダム環境検討委員会構成」以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第6条

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から、四国地方ダム等管理フォローアップ委員会のモニタリング部会設置の日までとする。

(事務局)

第7条

1. 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所とする。
2. 事務局は委員の指示を受け、委員会の事務を行う。

(公開)

第8条

委員会は、原則公開とし、委員会資料及び議事録については公表する。
ただし、貴重種の位置情報等は貴重種保護の観点から非公開とする。

(雑則)

第9条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

本規約は、平成30年3月2日から施行する。